

○防衛省告示第十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、名称変更、追加提供及び新規提供が令和八年一月二十日次のとおり決定された。

令和八年一月二十二日

防衛大臣臨時代理

国務大臣 赤間 二郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要	要
六〇〇五	伊江島補助飛行場	沖縄県國頭郡伊江村	国有	土地・約二二五、〇〇〇平方メートル	土地・約二三一、〇〇〇平方メートル

民有 土地..約二、二二七、〇〇〇

平方メートル

空域..高度一五、〇〇〇フィート

訓練施設として共同使用する。

使用期間..令和八年二月九日から同年三

月十四日までの間

水域..約一〇九、四八二、〇〇〇平方メ

ートル（一時的な制限水域を除く。）

訓練施設として共同使用する。

使用期間..令和八年二月一日から同年三

月十四日までの間

土地..約三九〇、〇〇〇平方メートル

土地..約二九、二七八、〇〇〇平方メー

キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡恩納村 国有

宜野座村、金武町 公有

六〇一一 キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡恩納村 国有

六〇〇九 キャンプ・シュワブ 名護市、沖縄県国頭郡宜野座村

トル

民有 土地 .. 約六、四七九、〇〇〇平方メートル

ル

空域 .. 高度二、〇〇〇フィート

国有 建物 .. 約一二、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間 .. 令和八年二月一日から同年三

月十四日までの間

土地 .. 約二、七〇〇平方メートル

土地 .. 約四、四〇〇平方メートル

水域 .. 約一、〇三〇、〇〇〇平方メートル

訓練場

六〇一九 金武レツド・ビーチ 沖縄県国頭郡金武町

国有

訓練施設として共同使用する。

使用期間 .. 令和八年二月十四日から同年

三月十四日までの間

六〇二〇

金武ブルー・ビーチ

沖縄県国頭郡金武町

国有

訓練場

公有

土地 .. 約八、〇〇〇平方メートル

土地 .. 約一、三〇〇平方メートル

土地 .. 約二四三、〇〇〇平方メートル

水域 .. 約二、八六八、〇〇〇平方メートル

民有

ル

訓練施設として共同使用する。

使用期間 .. 令和八年二月一日から同年三

月十四日までの間

六〇二九

キャンプ・コート二

うるま市

国有

土地 .. 約一五〇平方メートル

土地 .. 約一四、〇〇〇平方メートル

民有

建物 .. 約九二〇平方メートル

一

訓練施設として共同使用する。

使用期間..令和八年二月十二日から同年

三月十四日までの間

六〇四四 キヤンプ瑞慶覧

宜野湾市、沖縄県中

国有

土地..約三八〇平方メートル

頭郡北谷町

民有

土地..約五、三〇〇平方メートル

国有

建物..約六、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間..令和八年一月二十九日から同

年二月五日までの間

六〇四八 ホワイト・ビーチ地

うるま市

国有

土地..約一四〇平方メートル

区

民有

土地..約一四〇平方メートル

土地..約三五、〇〇〇平方メートル

水域..約三三五、七〇六、〇〇〇平方メ

ートル

空域 .. 約一一、八三九、〇〇〇平方メー

トル（高度二、〇〇〇ファイート）

国有  
工作物 .. 橋梁

訓練施設として共同使用する。

使用期間 .. 令和八年二月一日から同年三

月十四日までの間

土地 .. 約一七、〇〇〇平方メートル

公有  
土地 .. 約二〇、〇〇〇平方メートル

民有  
土地 .. 約二八一、〇〇〇平方メートル

国有  
建物 .. 約五、三〇〇平方メートル

国有  
工作物 .. 燃料給油施設等

訓練施設として共同使用する。

使用期間 .. 令和八年二月九日から同年三

六〇五一 普天間飛行場

宜野湾市

月十四日までの間

六〇五六 牧港補給地区

浦添市

国有

土地..約一三〇平方メートル

民有

土地..約一、三〇〇平方メートル

国有

建物..約六、九〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間..令和八年一月二十九日から同

年二月五日までの間

六〇七八 出砂島射爆撃場

村

沖縄県島尻郡渡名喜

公有

土地..約二四五、〇〇〇平方メートル

空域..約四三、〇八〇、〇〇〇平方メー

トル（高度一五、〇〇〇フィート）

訓練施設として共同使用する。

使用期間..令和八年二月十四日から同年

三月十四日までの間（ただし、日曜日は

除く。）

◎名称変更

施設番号 施設名

所在地名

所有関係

要

五一二九 種子島

従来の「種子島空港跡地」の名称を上記のと  
のとおり変更する。

五一三〇 奄美大島

従来の「奄美駐屯地」の名称を上記のと  
おり変更する。

◎追加提供

施設番号 施設名

所在地名

所有関係

摘要

要

二〇七〇 車力通信所

国有 土地・約三、六〇〇平方メートル  
道路用地として追加提供する。

つがる市

所有関係

土地・約三、六〇〇平方メートル

三一八九 朝霞駐屯地

朝霞市、新座市、和 国有

土地 .. 約四〇〇平方メートル

光市、東京都練馬区

建物 .. 約九、四〇〇平方メートル

工作物 .. 水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間 .. 令和八年一月二十日から同年

二月十三日までの間

陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は  
、地位協定の関連ある条項が適用される

。

五一二三 大村飛行場

大村市

国有

土地 .. 約一一、〇〇〇平方メートル

工作物 .. 鋪床

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年二月十一日から同年三月九  
日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

海上自衛隊大村航空基地の施設の一部を  
、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施  
設及び区域として提供する。提供期間中  
は、地位協定の関連ある条項が適用され  
る。

土地…約八、八〇〇平方メートル

建物…約一〇、〇〇〇平方メートル

熊本市

五一二四 北熊本駐屯地

工作物‥水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間‥

一 令和八年一月二十四日から同年二月

八日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

陸上自衛隊北熊本駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地‥約一三、〇〇〇平方メートル

熊本市

五一二五 健軍駐屯地

建物 .. 約三、四〇〇平方メートル

工作物 .. 水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間 ..

一 令和八年一月二十日から同年二月十  
日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は  
、地位協定の関連ある条項が適用される

五一二五 健軍駐屯地

熊本県菊池郡菊陽町 国有

、上益城郡益城町

土地 .. 約三四、〇〇〇平方メートル  
建物 .. 約四、〇〇〇平方メートル

工作物 .. 水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間 ..

一 令和八年二月十一日から同年三月九

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

陸上自衛隊高遊原分屯地の施設の一部を  
、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施  
設及び区域として提供する。提供期間中  
は、地位協定の関連ある条項が適用され

五一二六 目達原駐屯地

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡上峰町

国有

土地..約六六、〇〇〇平方メートル

建物..約二一、〇〇〇平方メートル

工作物..水道等

町

訓練施設として追加提供する。

使用期間..

一 令和八年二月十一日から同年三月九

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

陸上自衛隊目達原駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中

る。

は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一三一

相浦駐屯地

佐世保市

国有

土地…約一一三、〇〇〇平方メートル

工作物…鋪床

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年二月十一日から同年三月九  
日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

陸上自衛隊相浦駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は

、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号

施

設

名

所在地名

所有關係

摘要

要

五一二九

種子島

鹿児島県熊毛郡中種

国有

土地..約七七一、〇〇〇平方メートル

子町、南種子町

公有

土地..約一、一八九、〇〇〇平方メートル

公有

公有

建物..約一四〇平方メートル

工作物..水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間..

一 令和八年二月十一日から同年三月九

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

種子島の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一三〇 奄美大島

奄美市、鹿児島県大 公有

島郡龍郷町

土地 .. 約二一五、〇〇〇平方メートル

建物 .. 約四五〇平方メートル

工作物 .. 水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間 ..

一 令和八年二月十一日から同年三月九

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

奄美大島の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

伊勢湾訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる区域

- 1 北緯三四度四三分〇六秒、東経一三六度四一分〇〇秒
- 2 北緯三四度三八分四八秒、東経一三六度四六分一二秒
- 3 北緯三四度三六分四二秒、東経一三六度四三分三六秒
- 4 北緯三四度四〇分五四秒、東経一三六度三八分二四秒

## 二 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

## 三 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和八年二月一日から同月十日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。